

今後の市の主な方策について（新規・拡充分）

1. 交通安全関係

「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が制定・施行されたことから、市民や事業者、関係団体へ条例の趣旨を周知するとともに、飲酒運転の根絶に向けたさらなる対策を図る。

交通安全対策を総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定める第 10 次室蘭市交通安全計画を策定する。

2. 防犯・暴力追放関係

不審者から子どもを守るためのパトロール隊の新たな団体の結成に向け、未結成地区連に対し働きかけを行い、さらなる子どもの安全を推進する。

オレオレ詐欺を含む特殊詐欺の被害が後を絶たないことから、被害防止対策の強化を図るため、室蘭警察署などと連携し、被害防止を啓発するための講習会や講座の開催を増やし、意識高揚を図る。

3. 防災関係

消防総合庁舎における津波等各種災害時に電源確保するため、発電機整備・更新について整備を実施する。

4. 消費者関係

新たな悪質商法や消費者被害の防止に向け、室蘭市消費者被害防止ネットワークの加盟団体のさらなる増加を目指す。

社会人や大学進学などにともない、消費者トラブルに遭う機会が増え傾向があり、特に賃貸借、インターネット、マルチ商法などの消費者トラブルが増えることから、高校生に対する消費者教育の普及啓発が重要となるため、オリジナルパンフレットとパンフレットに合わせた映像を作成し、若者向けの消費者教育を強化し、消費者被害の未然防止を図る。

5. 高齢者関係

認知症についての理解と認知症の症状に応じた適切なサービス提供を受けるための内容などを掲載した周知用冊子を作成し、広報むろらんの折り込みを通じ市民へ周知を図る。